

所沢市 家庭の資源とごみの分け方・出し方 概要版

- 所沢市の分別方法を守り、正しく分けてください。分別されていないごみは収集できません。
- 資源やごみは、決められた収集日の朝8:30までに集積所に出してください。
- 収集日はお住まいの地区によって異なりますので、裏面のほか、別に配布している収集日程表や市のホームページに掲載している収集カレンダーで日程をご確認ください。

分別区分・収集日	主な品目	出し方・注意点など
びん・かん・スプレー缶 <月2回収集> 毎月第 〇 〇 〇 曜日	スチールかん アルミかん お菓子のかん ガラス製のびん スプレー缶 カセットボンベ	出し方 無色透明のごみ袋 ・スプレー缶は車両火災の原因となるため中身を使い切る。どうしても使い切れない場合、別の袋に入れ、「中身あり」と明記する。 ・化粧品のびんも対象。
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール <月1回収集> 毎月第 〇 〇 曜日	新聞紙 雑誌 段ボール 雑がみ(紙製の箱、包装紙、紙袋など)	出し方 ひもではばる。ただし、新聞紙は紙製整理袋を使用して出してもよい。また、雑がみは紙袋を使うか(下図)、雑誌に挟むなどして出すこともできる。
プラスチック <週1回収集> 毎週 〇 曜日	パック類 カップ類 チューブ類 ボトル類 トレー類 袋類 キャップ類 ラベル類	出し方 無色透明のごみ袋 ・商品が入っていた、下記のマークが付いているプラスチック製の容器や包装が対象。 ・このほかにラップ類、ネット類なども対象。 ・汚れは落とす。
ペットボトル <月2回収集> 毎月第 〇 〇 曜日	・右記のペットボトルマークがラベルに付いているものが対象 PET	出し方 ①キャップとラベルを外す ②中をすすぐ
小型家電製品/古着・古布 <月1回収集> 毎月第 〇 〇 曜日	電気ポット 掃除機 炊飯器 衣類 セーター	出し方 ・家電リサイクル法対象品目やパソコンは対象外(出し方は裏面参照)。 ・小型家電製品と古着・古布は、別の袋で出してください。

※分別方法は年度当初などに変わることがありますので、ご注意ください。
 ※ご不明な点は、所沢市役所の資源循環推進課(電話 04-2998-9146)までお問合せください。
 ※「分け方・出し方」保存版や市のホームページには、より詳しい情報を掲載しています。
 ホームページアドレス: <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>



所沢市イメージマスコット トコロん

分別区分・収集日	主な品目	出し方・注意点など
燃やせるごみ <週2回収集> 毎週 〇 〇 曜日	生ごみ リサイクルできない紙くず リサイクルできない衣服・布 紙おむつ	出し方 無色透明か白色半透明のごみ袋 ・生ごみはよく水切りしてから。 ・剪定枝は、1本が直径5cm、長さ90cmまで。解体した木製家具は、1辺が長さ90cm、幅45cm、厚さ3cmまで。
破碎ごみ類 <月2回収集> 毎月第 〇 〇 曜日	プラスチック製品 鍋・フライパン 陶磁器・ガラス くつ かばん・バッグ ぬいぐるみ	出し方 無色透明のごみ袋 ・容器や包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類などが対象。 ・ライター、ハンマー・鉄アレイ、消火器を出す際は、他のものと袋を別にする。
有害ごみ <月2回収集> 毎月第 〇 〇 曜日	蛍光管 乾電池 水銀体温計(保護ケースに入れる)	出し方 無色透明のごみ袋 ・充電式電池やボタン電池は収集しないので、販売店の回収ボックスへ。

「粗大ごみ」の出し方

粗大ごみは、一辺の長さが概ね50cm以上の、大型のごみが対象です。
 <例>・タンス・テーブル・机・食器棚・ベッド・自転車・マットレス・布団・石油ストーブなど

収集を依頼する場合(有料)

①粗大ごみ受付センターへ申し込む

●粗大ごみ受付センター
(電話 04-2951-1153)
(FAX 04-2951-0531)

・受付時間: 火曜～日曜(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分まで
・休業: 月曜(月曜が祝日の場合は翌日火曜も休業)、祝休日、年末年始

②所沢市の納付済シールを購入する

係の者が案内した金額分のシールを購入する。

<販売先>
 ・市内コンビニエンスストア
 ・市内各まちづくりセンター
 ・市民課サービスコーナー
 ・市役所資源循環推進課
 ・クリーンセンターなど

③収集日の朝8:30までに出す

●収集日や出す場所は係の者が指定します。
 ●納付済シールに収集日及び氏名を記入し、ごみの品目ごとにその金額分のシールを貼る。

クリーンセンターへ自己搬入する場合

・クリーンセンターの場所や受付時間等は裏面を参照。
 ・品目や重量によって、手数料がかかることがあります。

市で収集できないもの

- × 分別間違い、収集日違いのルール違反ごみ → 分別直す。その後、再度正しい収集日に集積所へ出すかクリーンセンターへ自己搬入する。
- × 商店・事務所・会社などから出る事業系ごみ → 市の許可を受けた一般廃棄物処理業者(市のHP参照)に依頼する。または、クリーンセンターに自己搬入する(「燃やせるごみ」のみ)。
- × 一時多量ごみ(引っ越しや庭木の剪定時に発生する多量のごみ) → 分別してクリーンセンターに自己搬入する。または、一般廃棄物処理業者(市のHP参照)に依頼する。
- × 収集もクリーンセンターへの自己搬入もできないごみ
 - ① 家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) → 処分方法は裏面参照。
 - ② パソコン → 処分方法は裏面参照。
 - ③ バイク → 二輪車リサイクルコールセンター(電話 050-3000-0727)へ問い合わせるか、販売店へ依頼する。
 - ④ 処理困難物(自動車部品、ピアノなど) → 販売店や廃棄物処理業者へ依頼する。
 - ⑤ 危険物(農業・劇薬・毒物など) → 専門の廃棄物処理業者へ依頼する。
 - ⑥ 建設廃材(風呂釜、洗面台、ドアなど) → 施工業者に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼する。
 - ⑦ 医療系廃棄物(注射器、注射針など) → 診療を受けている医療機関へ返却する。
 - ⑧ 土・石 → 自宅の庭などにまくか、販売店や専門の処理業者へ依頼する。

